

高額医療合算介護サービス費の未支給について



令和元年 11 月 8 日

郡山市保健福祉部

介護保険課

担当：今川 泰臣

ターゲット：1-3 TEL：924-3021

SDGs Goals1 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」

令和元年 11 月 8 日付け福島県後期高齢者医療広域連合の報道発表のとおり、高額医療合算介護サービス費の未支給が判明しました。

県内 103 件、2,392,460 円のうち、郡山市分につきましては、4 件、61,844 円であります。この未支給額につきましては、データを確認の上、対象者に速やかに支給してまいります。

【郡山市分未支給額の内訳】

| 対象年度(申請年月) | 人数(人) | 未支給額(円) |
|-------------------------|-------|---------|
| 平成 24 年度(平成 26 年 5 月) | 1 | 20,765 |
| 平成 25 年度(平成 27 年 5、6 月) | 2 | 26,794 |
| 平成 26 年度(平成 28 年 6 月) | 1 | 14,285 |
| 合 計 | 4 | 61,844 |

※多い方で、25,715 円、少ない方で 1,079 円

資料

令和元年11月8日

後期高齢者医療保険と介護保険のそれぞれの一部負担金の支払額をもとに支給される高額介護合算療養費の未支給が判明しました。

関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけし、また被保険者の信用を損なうこととなりましたことを深くお詫び申し上げます。

問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合事務局

電話 024-528-9025

担当 町島、関根

高額介護合算療養費の未支給について

1 概要と事実経過

平成31年4月下旬に被保険者の親族からの照会により、1年前に申請された2件の高額介護合算療養費が支給されていないことが判明しました。

広域連合では、介護事業者の保険請求誤りに起因するシステム上の処理が中断していたことを説明するとともに、介護保険者を通じて、介護事業者には是正を促した結果、令和元年8月中旬に支給しました。

念のために、制度が発足した平成20年度以降分のすべてを確認したところ、上記以外にも93件の未処理が判明しました。

2 発生原因

後期高齢者医療情報と介護保険情報を連携させて計算する高額介護合算療養費は、情報が連携できない場合にはシステムからエラーリストが配信され、それぞれが対応することとされておりますが、次の事情が重なったため未支給となったものです。

- (1) 介護情報のエラー解消状況が把握できないシステムであったこと。
- (2) 申請の入力漏れはなかったが、エラー修正の対応が十分でなかったこと。
- (3) 申請の入力処理を重視し、支給決定件数との突き合わせが十分でなかったこと。

3 判明後の対応

エラー修正を10月末に完了させ、お詫び文書を添えて11月5日付けで該当者の皆様に支給のお知らせを発送しました。

最終的には、医療分95件(754,007円)、介護保険分103件(2,392,460円)が未支給でした。

4 再発防止策

- (1) 申請の入力処理状況の確認を徹底するとともに、入力完了した申請内容と連携していない介護情報について、システムの定例処理に加えて特例処理を随時行い、未処理の有無を確認します。
- (2) 介護保険者に生じているエラーの対応について、相互に状況を確認することにより、それぞれが進行状況の確認を行います。